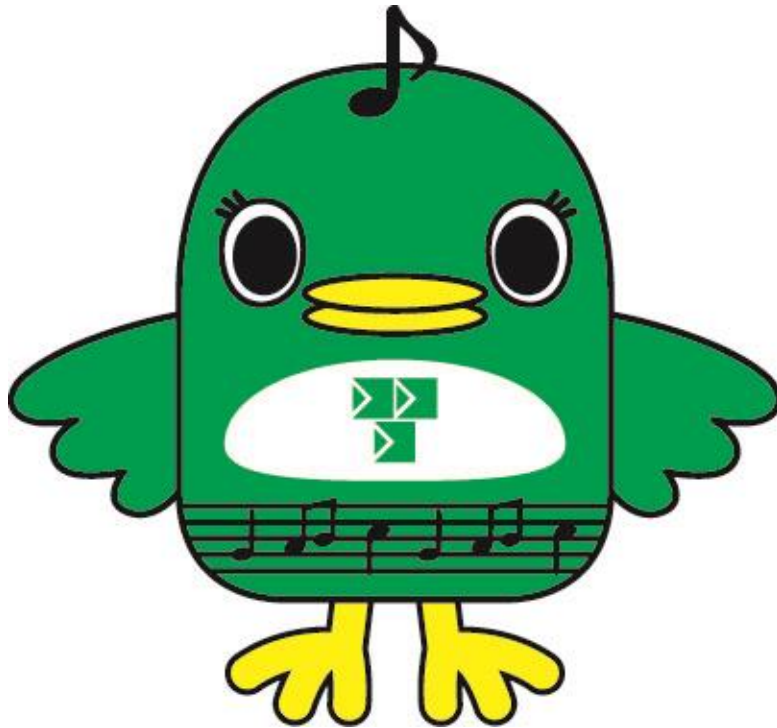


# 習志野市地域学校協働活動

## ガイドライン



令和5年4月

習志野市教育委員会

生涯学習部社会教育課

【習志野市役所ホームページ】

習志野市役所>子育て・教育>習志野市教育委員会>お知らせ

<https://www.city.narashino.lg.jp/kosodate/kyouiku/oshirase/18978.html>



# 目次

1	地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要	…… P 1
(1)	地域学校協働活動について	
①	地域学校協働活動とは	
②	地域学校協働活動のメリット・実施による効果	
(2)	地域学校協働本部について	
①	地域学校協働本部とは	
②	今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部） のあり方	
2	地域学校協働活動推進員の配置	…………… P 4
(1)	役割と望まれる資質・能力	
(2)	学校支援ボランティアとの違い	
3	ボランティアについて	…………… P 5
(1)	ボランティア活動の概要	
(2)	ボランティアの心得	
(3)	ボランティアの原則	
4	学校の役割について	…………… P 7
(1)	地域学校協働活動を考えるポイント	
(2)	地域学校協働活動の手順	
(3)	地域連携推進担当教職員とは	
(4)	教職員の心得	
5	地域学校協働本部連絡会議について	…………… P 10
(1)	地域学校協働本部連絡会議の概要	
①	開催時期	
②	会議内容	
6	コミュニティ・スクールについて	…………… P 11
(1)	学校運営協議会と地域学校協働本部の連携	
(2)	コミュニティ・スクールを導入するメリット	
7	Q & A	…………… P 13

## 【参考資料】

- ・習志野市地域学校協働本部設置要綱
- ・社会教育法（関連条文）
- ・地域学校協働活動推進員推薦書
- ・地域学校協働本部報告書
- ・地域学校協働活動実施計画書
- ・地域学校協働活動年間報告書
- ・地域学校協働活動推進員 活動記録簿
- ・解嘱通知書
- ・辞任願

# Ⅰ 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

## (1) 地域学校協働活動について

### ① 地域学校協働活動とは

社会教育法第5条第2項で規定する学校と地域が連携・協働して行う学校内外での活動の総称です。学校と地域がパートナーとなり、地域住民、学生、保護者、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生する活動のことを指します。

### そもそも、なぜ地域学校協働活動が必要なのですか？

日本全般において、近年は、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、価値観やライフスタイルは多様化しています。

地域においては、人々が集う機会が減少し、互いに支え合う意識や、学校や地域活動への参加意識が弱まるなど、地域の教育力の低下を招いています。

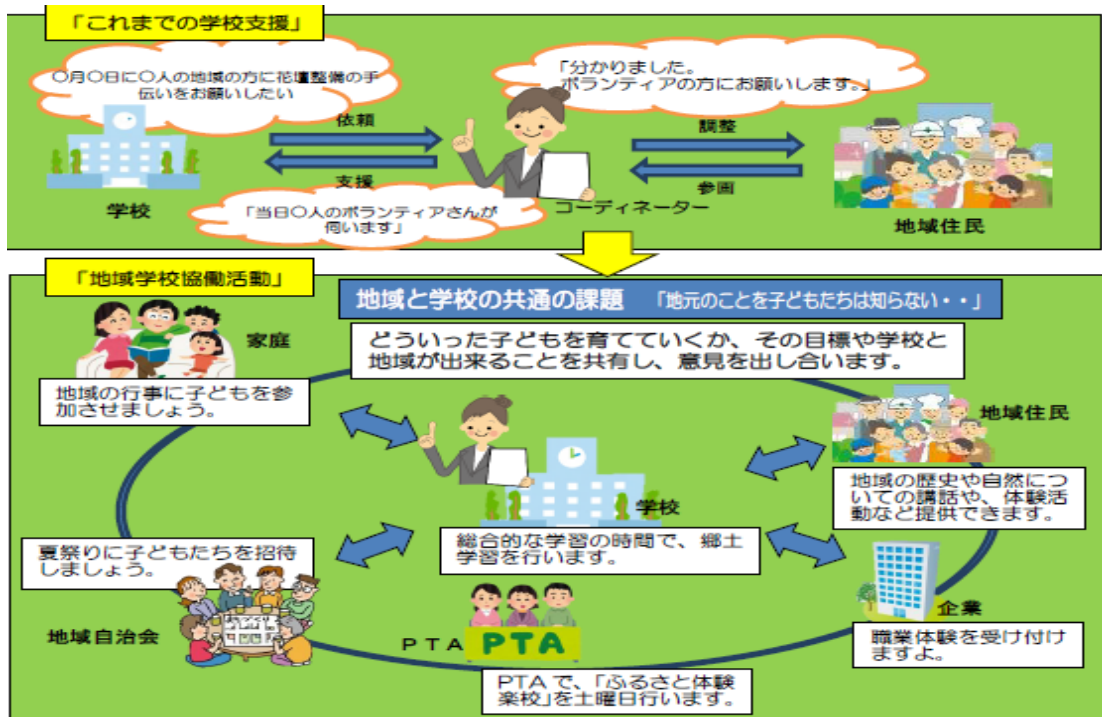
学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しています。

学校と地域それぞれのこれらの課題を解決するためには、地域と学校がそれぞれの強みを生かし、互いに補完し合いながら、子どもたちを社会全体で育てていくことが有効とされているためです。

### これまでの「学校支援」における活動とは何が違うのですか？

これまでも学校は地域から様々な形で支援してもらってきましたが、地域学校協働活動との違いは、端的に表すと「支援」から「連携・協働」へ変わっていくことです。

地域学校協働活動は、地域が学校・子どもを支援するという一方向の関係ではなく、地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、地域の子どもたちと一緒に育てていく活動です。



## ② 地域学校協働活動のメリット・実施による効果

### 子どもたちへの期待される効果

地域学校協働活動を通じて、子どもたちが自分たちの活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできるという実感を持つことは、子どもたちにとって自分が身近な地域や社会生活に影響を与えるという認識につながります。これを積み重ねていくことにより、主体的に学びに向かい、学んだことを人生や社会づくりに生かしていこうという意識や積極性につながっていき、ひいては「社会に開かれた教育課程」の実現に資するものと考えられます。

#### コミュニケーション能力の向上

幅広い地域住民と交流することにより、コミュニケーション能力の向上が図られます。

#### 自己肯定感や思いやりの醸成

子どもたちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれます。

#### 学力の向上

多様な体験や経験の場が増え、学びへの意識の向上や、学校での学習の補充、学習内容と実生活のつながりなど、学習の基礎が固まります。

#### 地域の一員としての自覚

地域の方に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれます。

### 地域への期待される効果

地域課題の解決につながる活動を通じて、地域づくりの担い手が育成されるとともに、地域の教育力が向上します。

自らの知識や技能、学びの効果が教育の場で活かされることで、地域住民の生きがいや自己実現の機会がつくられます。さらに、地域住民同士がつながり、地域に緩やかなネットワークが構築され、地域コミュニティの強化につながります。

また、学生のボランティアにとっては、学習支援や授業補助など、自分の将来に役立つ経験が得られます。

## (2) 地域学校協働本部について

### ① 地域学校協働本部とは

地域学校協働本部とは、従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

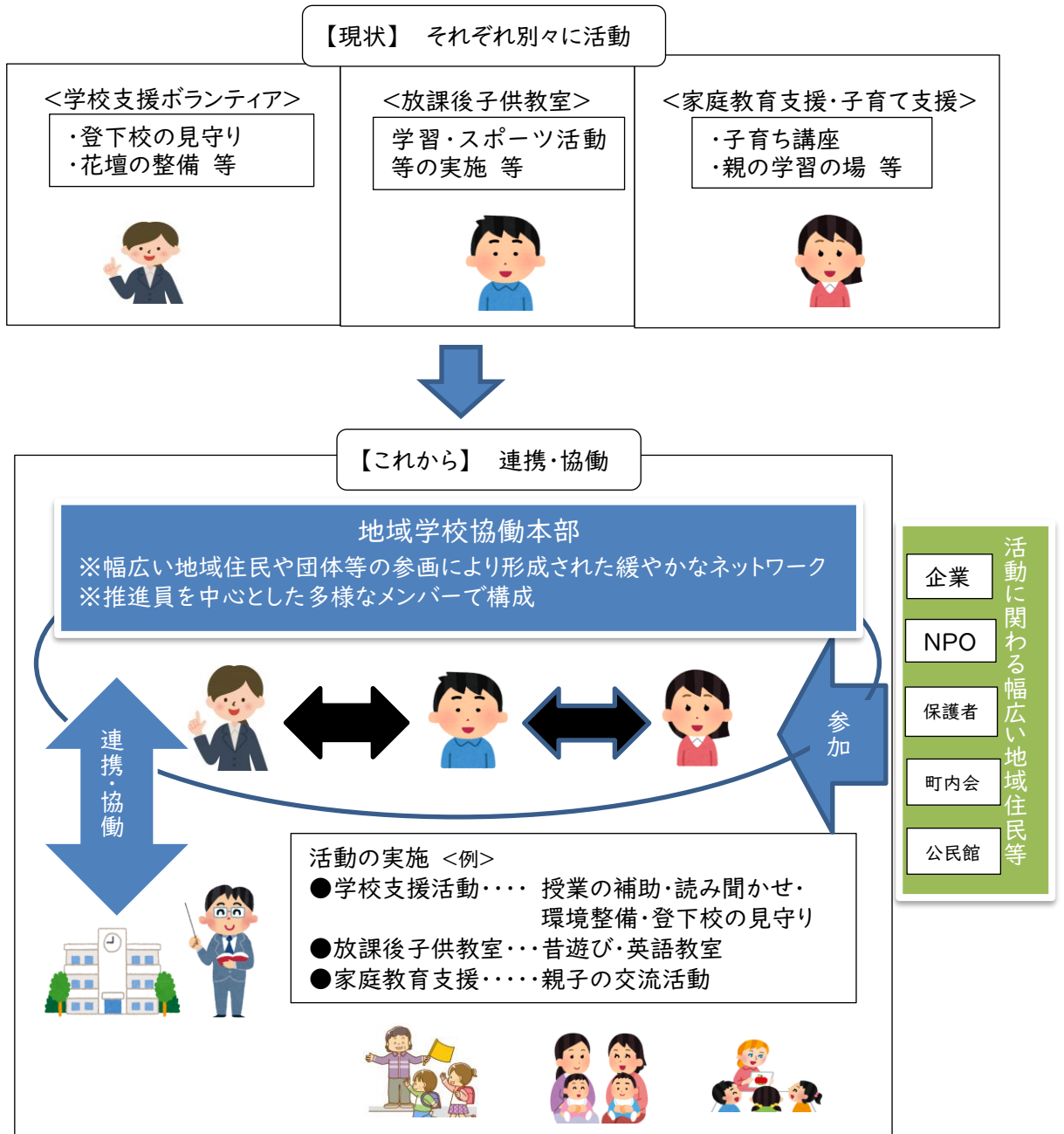
なお、連携の体制は様々な形態があり得るため、地域学校協働本部について法律上の規定はありません。

### ② 今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）のあり方

文部科学省は地域学校協働本部の整備にあたっては、従来の「支援」から「連携・協働」へ、「個別」から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提としています。そのため、以下の3要素が必須とされています。

コーディネート機能 : 地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割  
 多様な活動 : より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施  
 継続的な活動 : 地域学校協働活動の継続的・安定的実施

現状は事業ごとに活動が個別実施されており、地域と学校の連携・協働を推進する多様な既存の組織が緩やかなネットワークを形成し、コーディネート機能をさらに充実させることで、地域学校協働本部へと発展させることが望まれています。



これまでのネットワークを基盤に、学校や地域の実情に応じて活動を推進しよう。



## 2 地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動推進員は、社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会が委嘱する、地域住民と学校との情報共有を図り、連絡調整等を行うコーディネーターです。学校のニーズとボランティアの思いを受け、「連携・協働」の関係の中で、一緒に活動を作り、調整する役割を担います。

推進員がいることで、ボランティアや教職員の戸惑いが少なくなり、活動が円滑になるとともに、多様な活動へとつながっていきます。

### (1) 役割と望まれる資質・能力

地域と学校という異なった文化をつなぐため、豊かなコミュニケーション能力をもち、日頃から学校や地域と信頼関係を結び、人と情報をつなぐ人が求められています。

#### 役割

- ・地域や学校の特色・実情に応じた企画立案
- ・学校や地域住民、関係団体との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働活動に係る事務処理・経理処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

#### 望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動に熱意と見識がある。
- ・地域学校協働活動に深い関心と理解がある。
- ・地域の住民、団体、機関の関係者をよく理解している。
- ・学校の実情や教育方針への理解がある。
- ・活動を円滑に進めるためのコミュニケーション能力があり、人を動かす力がある。

### (2) 学校支援ボランティアとの違い

業務内容や役割については、これまでと同様、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行います。これまでに学校支援ボランティアのコーディネーターの役割を担っていただいた方を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能になり、法律に位置付けられた存在として、「支援」から「連携・協働」へ地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになりました。

### (3) 任期及び謝金

推進員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとなり、再任も可能です。

年額10,000円を上限に、活動1時間あたり1,480円を基に積算し、活動時間に応じて謝金が発生します。推進員はその年度の2月末日までに活動時間を記した「活動記録簿」を教育委員会へ提出してください。



推進員は、学校と地域を繋ぐ調整役を担うことになるよ。

### 3 ボランティアについて

平成29年改訂の学習指導要領への移行に伴って、学校では、子どもの生きる力を高めるため、地域の人々や企業、団体等と関わり、学校の中だけでは出来ない体験や学習を可能にすることが求められています。

#### (1) ボランティア活動の概要

ボランティア活動には次のようなものがあります。

##### ・学校での学習支援

例) 算数の計算ドリル等の補助、家庭科実習の補助、読み聞かせボランティア、総合的な学習の時間での指導(伝統芸能、田植え、キャリア教育等) など

##### ・放課後等における体験・活動の支援

例) スポーツ教室、料理教室、英会話教室、地域散策、宿題のお手伝い、中学生への学習支援 など

##### ・環境整備・学校行事

例) 図書室の整備、花壇や樹木の管理、校舎の美化活動、登下校の見守り、自転車教室の補助、学校行事(運動会等)の準備 など

##### ・その他 その地域や学校でできること、必要なこと等、アイデアを生かした活動

#### (2) ボランティアの心得

ボランティアとして、地域住民の方々が子どもたちと接する場合、次のような点を理解するとともに、遵守することが求められます。

- 明るくあいさつをしましょう。
- 学校にふさわしい髪型や身だしなみをしましょう。
- 学校には、学校の時間があります。活動に入る前に確認・相談をしましょう。
- 体罰や威圧的・性的な言動は決して行ってはいけません。
- 活動を通して知り得た子どもたちの秘密(個人情報)については、他の人に話すなど、決して外部に漏らしてはいけません。
- 政治・宗教・営利目的の活動を行ってはいけません。
- 活動の中で気づいた点は、遠慮せずに学校や教育委員会等に報告しましょう。

### (3) ボランティアの原則

#### ボランティアの4原則

1. 自分からすすんで行動する－「自主性」

強制や、義務としてするのではなく、個人の考えで自主的・主体的に行う活動です。

2. とともに支え合い、学びあう－「連帯性」

だれもが生き生きと豊かに暮らしていけるように、支え合い学び合う活動です。

3. 見返りを求めない－「無償性」

経済的な報酬を求める活動ではありません。お金では得られない出会いや感動、喜びを得る活動です。

4. よりよい社会を創る－「創造性」

社会で何が必要とされているのかを考えながら、社会をリードする活動です。



できる人が、できるときに、できることから始めてみよう！

・子どもたちから元気もらえます！

・出会いや交流の場が増えます！

・新しい発見や学びができます！

・必要とされることが、生きがいになります！



## 4 学校の役割について

学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことを示しています。

教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用する等、「学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる」ことが求められています。

### (1) 地域学校協働活動を考えるポイント

#### 1. 地域の人材を生かす（ボランティアによる活動）

学習支援：授業の補助（各教科・キャリア教育・伝統芸能・ミシン教室・田植え）、読み聞かせ など

環境整備：花壇・図書室の整備、学校行事（運動会等）の準備、HP 更新、登下校の見守り など

体験活動：文化祭や放課後・長期休業中における多様な体験の実施

#### 2. 地域の資源を生かす

校外学習：文化財、職場体験、学校間交流、自然体験 など

#### 3. 地域へ参画する

地域でのボランティア活動：清掃、福祉施設への訪問 等

地域団体との連携：地域行事・イベントへの参加や合同実施、地域一斉あいさつ運動 等

### (2) 地域学校協働活動の手順

#### STEP 1 ボランティアについて共通理解

地域学校協働活動の意義やその活動に関わる地域の方々の立場や必要性について、職員会議や研修会などをおして、共通理解を図りましょう。全教職員が共通認識のもとで対応することで、ボランティアも安心して活動に取り組むことができます。



#### STEP 2 目標・ビジョンの共有 — どんな子どもたちを育てたいかを確認しよう

地域学校協働活動は、地域と学校が互いに長所を活かしながら、同じ子どもたちを同一歩調で育てていくことが特徴です。学校にも地域にも、理想の子ども像があるはずですので、共有を図りながら協力体制を整えましょう。



#### STEP 3 教育計画への位置づけ — 学校のどの場面で地域の力を活用できるか見直そう

目指すところが決まったら、これまでボランティアの協力・支援を受けたいと考えた場面や今後地域の力を要する活動がないか、学校の教育目標や授業計画、子どもの発達段階、学校生活、施設面などの視点から、もう一度見直してみましょう。

- ・教職員では難しい、専門的な指導を必要としていることはないか。（郷土学習、伝統芸能、部活動指導、等）
- ・ボランティアの協力や支援を受けたい学習活動はないか。（キャリア教育）
- ・環境整備を進めたいところはないか。
- ・登下校時の安全面で気になる箇所はないか。
- ・図書室は子どもたちが使いやすい環境になっているか。



#### STEP 4 連携推進担当教員の配置 — 学校側にも窓口をつくろう

地域側には窓口となる地域学校協働活動推進員がいますが、学校にも地域連携推進担当教職員を校務分掌で位置づけることで、推進員と連絡・調整がスムーズにすすみ、目標が達成されやすくなります。



#### STEP 5 「交流の場」の確保 — 情報交換できる機会をつくろう

推進員やボランティアの地域住民の方々が集まる機会を設けるとよいでしょう。活動の準備だけでなく、地域の方同士や教職員との自由な情報交換ができる場として、余裕教室などを活用してみましょう。

### （3）地域連携推進担当教職員とは？

地域学校協働活動を行う際の、学校の窓口となる教員のことです。

窓口を明確にすることで校内の体制を整備し、教育活動を効果的・効率的に展開していくことが期待されます。

<主な役割>

- ① 学校内のニーズを把握・整理するとともに、学校の窓口となって、一貫して地域と効率的・計画的な調整を行う。
- ② 地域連携に基づく学習活動を計画し、教育計画に位置づける。
- ③ 活動の成果と課題を明確にする。
- ④ 地域の様々な情報を収集し、人材など地域の教育資源を発掘、活用する。

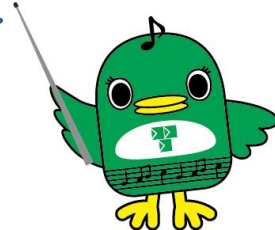
#### (4) 教職員の心得

学習指導要領が改訂され、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、「教育課程そのものを地域に開いていく」考え方に変わっていきます。先が読みにくい時代を生きていく子どもたちに、つきたい力を確実に身につけさせるためには、学校だけの力では難しい時代になっていることも確かです。

ボランティアの方々は、教職員とともに子どもたちを育む大切なパートナーです。お互いに尊重しあい、学校と地域のそれぞれの強みを生かして、子どもたちへの活動を進めましょう。

特に初めてボランティア活動を行う人は、不安でいっぱいです。感謝の気持ちを伝えたり、励ましの声をかけたり、丁寧な対応を心がけましょう。

社会に開かれた教育課程の実現のため、  
地域の力を借りたい内容を精査し、  
連携に努めよう。



## 5 地域学校協働本部連絡会議について

市立小中学校の地域協働活動推進員と地域連携推進担当教職員で構成される連絡会議を年2回開催します。本連絡会議を通じて、各学校における取組事例等を共有し、今後の地域学校協働活動の推進に役立てます。

### (1) 地域学校協働本部連絡会議の概要

#### ①開催時期

第1回 4月下旬～5月上旬

第2回 2月下旬～3月上旬

#### ②会議内容

第1回 委嘱状の交付、地域学校協働活動の概要説明、年間計画の提出等

第2回 地域学校協働本部の評価及び検証、グループワーク等

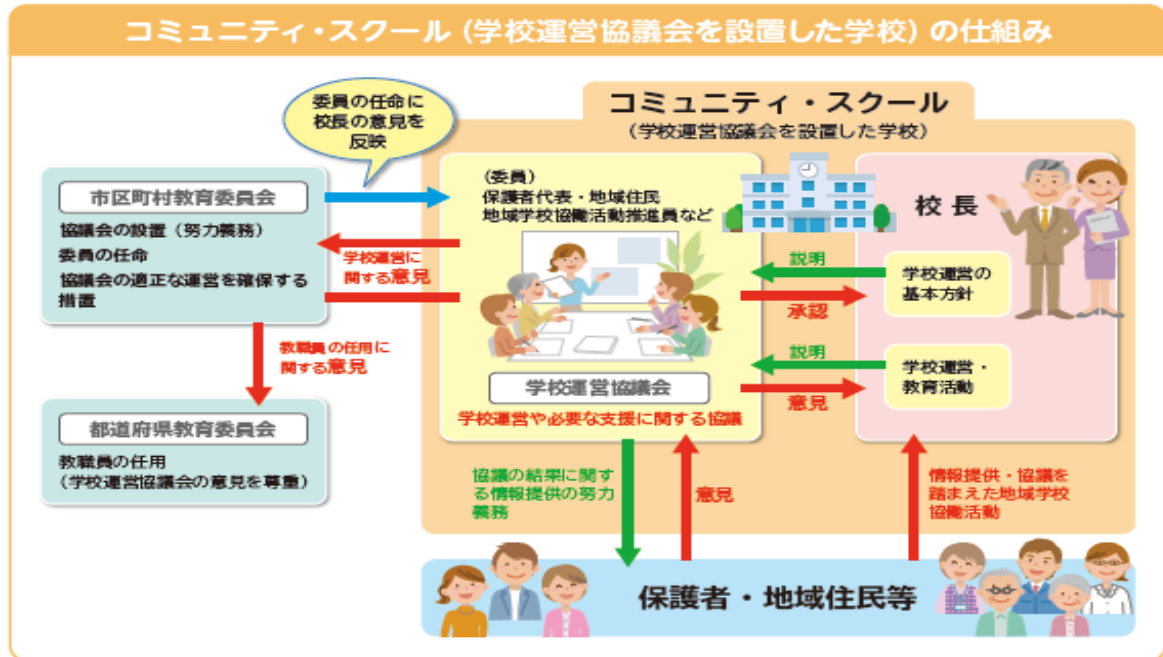
連絡会議は情報共有を図れる貴重な場だよ。積極的に意見交換しよう！！



## 6. コミュニティ・スクールについて

「※学校運営協議会」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。コミュニティ・スクールでは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できます。当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力をもたらします。

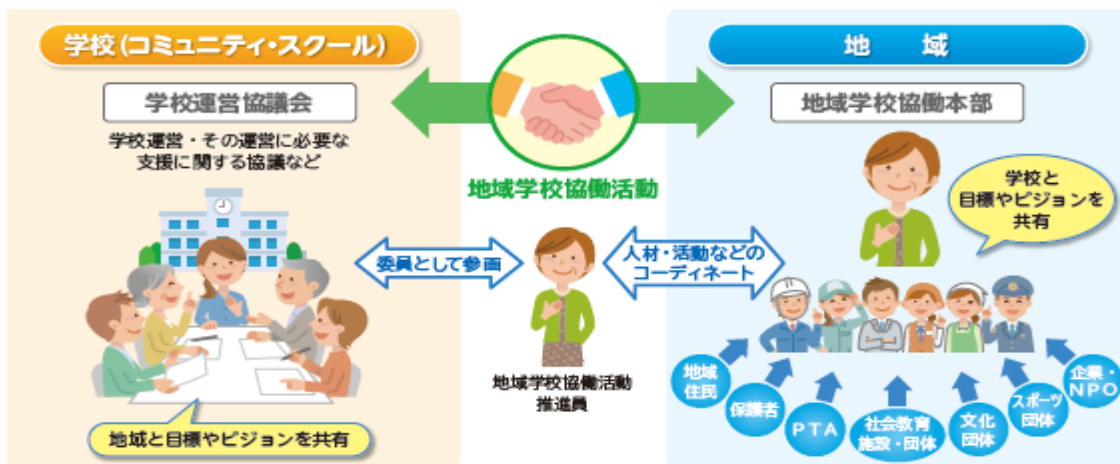
※学校運営協議会とは法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。



- 学校運営協議会の主な3つの役割** (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～: 第47条の5
- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
  - ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
  - ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

### (1) 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携

地域学校協働本部と学校運営協議会は、それぞれが持つ役割を十分に機能させることで両輪としての相乗効果を発揮し、学校運営の改善に結びつけることが期待されています。



## (2) コミュニティ・スクールを導入するメリット

### 目標やビジョンの共有

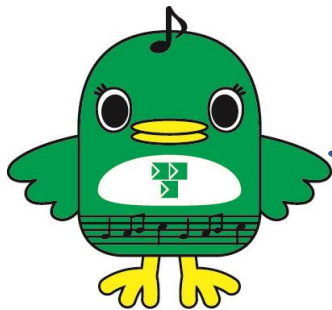
学校運営協議会を通して、どのような子どもたちを育てていくのか、その子どもたちはどんな課題を抱えているのか、目標をどう実現していくのか等、学校と地域と一緒に考え、実行に移すことができます。

### 学校や地域のニーズに合った取組が可能

多くの大人の専門性や地域力を生かした学校運営や教育活動が実現し、子どもたちに多様な経験を積ませることができます。

### 組織的・継続的な体制の構築

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」ができます。



地域学校協働活動推進員は学校運営協議会の委員となるよ。  
学校運営協議会で地域学校協働活動の年間計画や活動の報告を行い、目標やビジョンを共有しよう。



## 7. Q & A

### 地域学校協働本部とは。

社会教育法第5条第2項で規定する学校と地域が連携・協働して行う学校内外での活動の総称です。学校と地域がパートナーとなり、地域住民、学生、保護者、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生する活動です。

### 地域学校協働活動とは。

学校と地域がパートナーとなり、地域住民、学生、保護者、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生する活動です。

### 学校支援ボランティアとの違いは。

違いを端的に表すと、「支援」から「連携・協働」へ変わっていくことです。

地域学校協働活動は、地域が学校・子どもを支援するという一方の関係ではなく、地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、地域の子どもたちと一緒に育てていく活動です。

また、学校支援ボランティアのコーディネーターの役割を担う者を、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することで、法律に位置付けられた存在として、「支援」から「連携・協働」へ活動を推進していくことができるようになります。

### 地域学校協働本部は、どのような人員で構成されるのか。

特に決まりはありません。

学校、地域学校協働活動推進員、保護者、町会・自治会関係者、民生委員、青少年相談員、放課後児童会担当者、放課後子供教室コーディネーター、地域企業代表者、NPO代表など幅広い層の地域住民、団体等が地域の実情に応じて参画し、緩やかなネットワークが形成されることが望ましいです。

### 地域学校協働活動推進員は誰が選任するのか。

学校長を中心に委員候補を選出していただき、学校長からの推薦に基づき教育委員会が委嘱します。学校長はその年度の2月末までに「地域学校協働活動推進員推薦書」を教育委員会へ提出してください。

### 地域学校協働活動推進員には、どのような人を選任するのか。

社会教育法第9条の7に、「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」と定められています。

### 既に学校で地域学校協働活動が行われていますが、新たな活動に取り組む必要があるか。

学校支援ボランティアの制度を移行する方針としておりますので、地域学校協働本部が設置されたことに伴い、新たな活動に取り組む必要はありません。

「学校を核とした地域づくり」や「社会に開かれた教育課程の実現」を目指し、これまでと同様に地域学校協働活動を行ってください。

**地域学校協働活動推進員に係る謝金はあるか。**

年額 10,000 円を上限に、活動 1 時間あたり 1,480 円を基に積算し、活動時間に応じて謝金が発生します。推進員はその年度の 2 月末日までに活動時間を記した「活動記録簿」を教育委員会へ提出してください。

**地域学校協働活動推進員の任期は。**

任期は 1 年で、毎年度、学校長から推薦をいただき、教育委員会において委嘱します。

**任期の途中で地域学校協働活動推進員を辞めることは可能か。**

可能です。任期の途中で地域学校協働推進員を辞める場合は、「辞任願」を教育委員会へ提出してください。

**学校運営協議会との関係性は。**

学校運営協議会は学校運営への必要な支援に関しても協議を行います。この協議が実効的・効果的に行われ、かつ、その結果を踏まえた学校運営への支援活動が円滑に実施されるためには、実際に当該学校の運営改善に関する活動を行っている者が協議に加わる必要ことから、地域学校協働活動推進員は学校運営協議会の構成員となります。

## 【参考資料】

### ・習志野市地域学校協働本部設置要綱

令和4年12月7日  
習志野市教育長告示第3号

#### (設置)

第1条 教育委員会は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、地域と学校が連携し、協働する体制づくりを推進し、未来を担う子どもたちの成長を支える活動の支援を行うことにより、更なる学校教育の充実及び地域の教育力の向上を図ることを目的として、習志野市地域学校協働本部(以下「地域学校協働本部」という。)を設置する。

#### (実施校)

第2条 地域学校協働本部は、習志野市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年条例第6号)第2条の表に掲げる小学校及び中学校(以下これらを「学校」という。)ごとに設置するものとする。

2 地域学校協働本部の名称は、学校の長において定めることができる。

#### (所掌事務)

第3条 地域学校協働本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働活動に係る事業計画等の企画及び策定に関すること。
- (2) 安全管理方策に関すること。
- (3) 協働活動に係る情報の発信及び地域住民への啓発に関すること。
- (4) その他法第5条第2項の地域学校協働活動(以下「協働活動」という。)の推進に関すること。

2 地域学校協働本部の活動については、前項に掲げる事項の範囲内で学校の長において定めることができる。

#### (組織)

第4条 地域学校協働本部は、学校の長から推薦された教職員(以下「地域連携推進担当教職員」という。)及び学校の保護者の代表、地域ボランティア、放課後子供教室等のうち、地域学校協働本部の目的に賛同し、協働活動を行うことができる団体に属する者をもって組織する。

#### (地域学校協働活動推進員)

第5条 地域学校協働本部に、法第9条の7の地域学校協働活動推進員(以下「コーディネーター」という。)を置く。

2 コーディネーターは、学校ごとに1名置くものとし、学校教育活動又は地域教育活動に関する理解及び識見を有する者のうちから、学校の長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

3 コーディネーターは、学校及び地域住民等(法第5条第2項の地域住民等をいう。)の連絡調整等を行い、連携及び協働の内容に応じた協働活動の推進、管理及び運営を行う。

4 コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 教育委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コーディネーターを解任することができる。

- (1) 本人の申し出があったとき。
- (2) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コーディネーターたるに適しない非行があると認めるとき。

(報償)

第6条 市長は、コーディネーターの活動に対し、予算の範囲内で報償を支払うものとする。

(地域学校協働本部連絡会議)

第7条 教育委員会は、コーディネーター及び地域連携推進担当教職員で構成される地域学校協働本部連絡会議を毎年1回以上開催するものとし、地域学校協働本部連絡会議においては、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協働活動に係る各学校の事業計画及び実施報告

(2) 協働活動の評価及び検証

(指導及び支援)

第8条 教育委員会及び学校の長は、地域学校協働本部の運営状況について把握し、必要に応じて指導を行う。

2 教育委員会及び学校の長は、地域学校協働本部が協働活動について円滑な運営を行うことができないよう支援をする。

(必要な措置)

第9条 教育委員会は、前条の規定による指導及び支援にもかかわらず、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、地域学校協働本部の円滑な運営を確保するために必要な措置を講じる。

(1) 活動の実態がないと認められるとき。

(2) 学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

(庶務)

第10条 地域学校協働本部の庶務は、地域学校協働本部担当課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## ・社会教育法（関連条文）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

・地域学校協働活動推進員推薦書

年 月 日

(あて先)

習志野市教育委員会

習志野市立 学校

校長名

## 地域学校協働活動推進員推薦書

下記の者を、 年度地域学校協働活動推進員として推薦します。

(フリガナ) 氏名			
住所			
連絡先	自宅等 携帯	生年月日 年齢	年 月 日 歳

(推薦の理由)

※2月末日までに電子メールにて教育委員会社会教育課 (manabi@city.narashino.lg.jp) に提出する。



# 地域学校協働本部 報告書 〇〇年度

習志野市立

学校

地域連携推進担当教職員	地域学校協働活動推進員
ふりがな	ふりがな
氏名	氏名
職名	

地域学校協働本部構成団体	

・地域学校協働活動 実施計画書

地域学校協働活動 実施計画書

〇〇年度

担当校:

2. 活動内容(予定)

種別	主な活動の内容	ボランティア 延べ人数
①学習活動への対応		
②登下校に関する対応		
③放課後における対応		
④夜間における対応		
⑤児童生徒の休み時間における対応		
⑥ 日々の校内清掃の参加・見守り		
⑦部活動の補助		
⑧給食時の対応		
⑨学校行事等の準備・運営		
⑩その他(花壇整備・環境整備など)		

・地域学校協働活動 年間報告書

地域学校協働活動 年間報告書

〇〇年度

担当校:

1. 登録している、すぐに応援してもらえるボランティア人約 \_\_\_ 人

2. 年間の活動のまとめ

種別	活動 日数	主な活動の内容			ボランティア延べ 人数	
		教科名	学年	学習内容	保護者	地域
① 学習活動への対応	日				人	人
	日				人	人
そのうち	日				人	人
★土・日の活動( 日)	日				人	人
☆夏休みの活動( 日)	日				人	人
★冬休みの活動( 日)	日				人	人
☆春休みの活動( 日)	日				人	人
種別	活動 日数	主な活動の内容			保護者	地域
② 登下校に関する対応	日				人	人
③ 放課後における対応	日				人	人
④ 夜間における対応 (パトロール等)	日				人	人
⑤ 児童生徒の休み時間 における対応	日				人	人
⑥ 日々の校内清掃の 参加・見守り	日				人	人
⑦ 部活動の補助	日				人	人
⑧ 給食時の対応	日				人	人
⑨ 学校行事等の準備・ 運営	日				人	人
⑩ その他(花壇整備・ 環境整備など)	日				人	人
	活動日数の 合計			ボランティア参 加延べ人数	人	人

※2月末日までに電子メールにて教育委員会社会教育課 (manabi@city.narashino.lg.jp) に提出する。

令和●年度 地域学校協働活動推進員  
活動記録簿

担当校 ○○学校

地域学校協働活動推進員 ○○ ○○

No	実施日時	活動内容	活動時間	合計	印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
			合計		

※2月末日までに電子メールにて教育委員会社会教育課 (manabi@city.narashino.lg.jp) に提出する。

・解嘱通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

習志野市教育委員会

## 解嘱通知書

〇〇年〇月〇日をもって習志野市立〇〇学校地域学校協働推進員の委嘱を解きます。

辞任願

年 月 日

(宛先) 習志野市教育委員会

辞任願

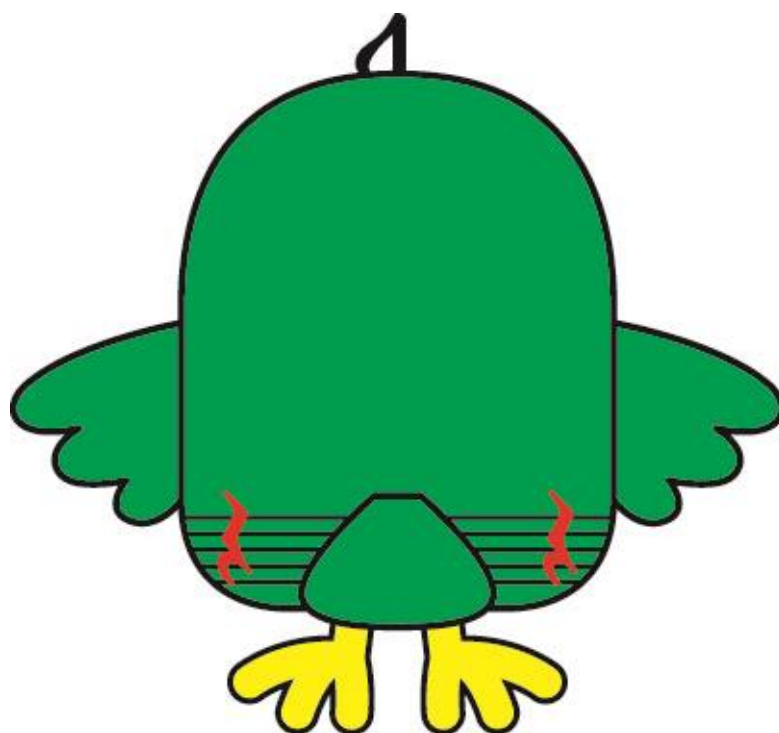
次の理由により、習志野市立〇〇学校の地域学校協働活動推進員の辞任を申し  
出ます

(理由)

習志野市立〇〇学校地域学校協働活動推進員

氏名 〇〇 〇〇





習志野市地域学校協働活動ガイドライン

令和5年4月

(編集・発行) 習志野市教育委員会 社会教育課

電話 047-453-7328 (直通)

FAX 047-453-9384 (直通)